

平成２５年度第２回 印旛地区地域審議会 次第

日時：平成２６年３月４日（火）

午前１０時から

場所：ふれあいセンターいんば ３階研修室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 事

- （１）印西市総合計画の進行管理（今後のまちづくり）に対する意見書の所管課対応方針について
- （２）平成２５年度印西市市民満足度・重要度調査報告について
- （３）その他

４ その他

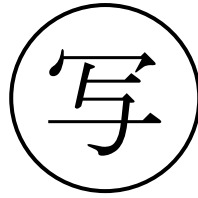
５ 閉 会

印西市総合計画の進行管理(今後のまちづくり)に対する意見書の所管課対応方針

施策分野			総合計画審議会・地域審議会からの今後のまちづくりに対する意見等	所管課	所管課の総体的回答	平成26年度における取り組み
生活環境	自然環境の保全と活用	1	先進的環境都市に向けた先導的施策の検討	環境保全課	環境施策につきましては、市の環境基本条例及び環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に進めており、当市は、千葉ニュータウン地区をはじめとした都市環境とその周辺に広がる自然環境との調和を目指した都市の形成を目指しております。 なお、環境都市には、低炭素型社会の実現を目指す都市の形成、生物多様性に配慮した都市の形成、自然環境(里山環境)を活かした都市の形成など、様々な目指すべき都市の様態がありますので、今後は具体的な意見を頂けると幸いです。	環境基本計画に基づき、引き続き施策の展開を図ってまいります。
	環境負荷の低減	9	ゴミの減量化・資源化の推進事業についてご提案申しあげます。上記案件については時間とコストがかかります。市民意識の啓蒙活動は継続していただくことは当然のことですが、資源化については一般廃棄物、産業廃棄物の垣根を外し、越境も視野に入れ専門業者への聞き取りなども有効ではと考えます。	クリーン推進課	廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に分類されており、産業廃棄物は、事業者が自らの責任において処理しなければならず、一般廃棄物より厳正な管理基準等に基づき適正処理を行う必要があります。 産業廃棄物、一般廃棄物それぞれについて、排出者、行政等が適正な処理を行うことに努め、印西市では、「第2次印西市ごみ減量計画」等に基づく施策を継続して実施し、一般廃棄物の減量化・資源化を推進していきます。	第2次印西市ごみ減量計画第1期実施計画(計画期間:平成24年度～平成27年度)に基づき、3つの施策(21の事業)を実施し、ごみ減量化、資源化を推進していく。 また、平成26年度事業の一つとして新たに廃棄物減量等推進員制度を導入し、市行政と地域が密接な連携の下に、地域ぐるみの自主的な活動をより一層促進し、今後のごみ減量化等施策を実効あるものとしていく。
		9	ゴミ処理問題等に対する中長期的視点からの施策検討	クリーン推進課	市では、ごみの発生量を減らし再生利用を進め持続可能な「資源循環型社会」への転換を図ることを目的に、平成24年3月に「第2次印西市ごみ減量計画」を策定し、印西地区環境整備事業組合及び関係市町で策定する「印西地区ごみ処理基本計画」との整合を図りながら、引続き中長期的な視点で、ごみの適正処理と減量化を推進します。 また、ごみの適正処理に欠くことができない次期中間処理施設の整備に関しても、現施設の老朽化は避けられないことから、「印西地区ごみ処理基本計画」に基づき、組合・関係市町と連携を図り、早期の施設整備を進めていきます。	平成26年度においては、現在、印西地区環境整備事業組合・構成市町(印西市・白井市・栄町)で改定作業を進めている「印西地区ごみ処理基本計画」に沿って、計画目標年次の平成40年度までの中長期的視点で、適正なごみ処理等を進めていきます。 また、次期中間処理施設整備については、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の下、建設予定地の選定作業を行い、組合・構成市町が協力し、早期の施設整備を進めていきます。
	防災体制の充実	21	巨大災害時の行政としての機能維持のあり方、高齢者をはじめとする弱者の安全確保等、地域コミュニティに任せられない取り組みの抽出と対策の立案	防災課	災害時の自助・共助・公助のそれぞれの役割につきましては、地域防災計画地区別説明会や町内会・自治会等を通じて各戸配付いたしました印西市総合防災ブックの中でご説明し、周知に努めているところです。また、高齢者をはじめとした災害時要援護者の支援につきましては、今年度名簿を作成し、町内会・自治会等で支援していただけるよう支援計画の策定を依頼いたしました。巨大災害時の行政としての機能維持のあり方につきましては、市民生活に影響する重要業務、優先業務に配慮した事業継続計画(BCP)の策定に向けて検討していきたいと考えます。	引き続き、災害時の自助・共助・公助について周知に努め、要援護者支援を進めていくとともに、総合防災訓練などの事業を実施して地域防災力の向上を図ります。また、事業継続計画の策定に向けて検討していく予定です。
	防犯対策の強化	24	地域コミュニティ醸成施策の充実を図り、市民の安全・安心体制を構築する。	市民安全課	地域、各種団体、警察等関係機関と行政が協働し、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪を抑止し安全・安心なまちづくりを推進します。	自主防犯活動団体の育成、自主防犯活動の推進、各種防犯啓発活動の実施、警備会社委託による地域安全パトロールの実施
健康福祉	子育て支援の充実	36	就労中の現役世代がリタイア後に生きがいを持ちつつ第2の就労をしていけるように、40、50代対象のインターンシップ事業などはどうだろう。そしてそれを実践できるよう保育所での高齢者の雇用枠の設定を行政が行ってくれたら。	保育課	保育業務に関する保育士の募集(任期付職員・非常勤職員)については、現在、年齢制限は行っておりず、保育士の資格があり、健康で保育の仕事に情熱を持った人であれば申込みを受け付けています。	引き続き、年齢制限は行わず、広く申込みを受け付けてまいります。
	高齢者の生きがいづくりの推進	50	高齢者のための健康セミナーの開催や交流の場の提供をする事業から「働くこと」が高齢者の生きがいのひとつならそれを就労促進に繋げる。	介護福祉課	高齢者の生きがいづくりとして、多様な交流の促進と就労の促進を掲げ、各々事業を実施しておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の参考としていきたいと考えております。	老人福祉センター、老人憩いの家における各種事業の実施及び活動の場の提供や高齢者クラブ事業活動の支援及び活動費の助成、高齢者就労支援センターの運営、シルバー人材センターの運営支援に取り組んでまいります。
産業振興	農業生産基盤の充実	84	鳥獣害(主としてイノシシ)対策についてですが、県下においても問題になっておりますが、当印西地区でも徐々に被害が広がっていく様相であります。現在の対策方針がよくわかりませんが、細かい対策を立てて絶滅をお願いします。	農政課	イノシシによる農作物への被害は増加傾向にあり、その対策として駆除対策と防止対策が必要不可欠と認識しております。 駆除対策の取り組みとして、印西猟友会に委託をし、箱わな・くくりわなによる駆除を実施しています。 防止対策としては、イノシシが農地への侵入することを未然に防ぐため、電気柵の設置等を地域の方々と協力し、推進しています。	平成26年度においても引き続き駆除対策と防止対策に力を入れるとともに、新規事業として、狩猟免許の取得を促進するため、免許取得に係る費用の補助を行います。
	農業者の育成・支援	85	就労中の現役世代がリタイア後に生きがいを持ちつつ第2の就労をしていけるように、40、50代対象のインターンシップ事業などはどうだろう。そしてそれを実践できるよう耕作放棄地の利用を行政が行ってくれたら。	農政課	関係機関等と連携しながら農業後継者・新規就農者の育成・確保を図るため、市民農業講座や農業研修を開催しております。農業研修修了者の方で遊休農地復元ボランティアに登録を希望される方については、登録を行っております。	平成26年度においても引き続き関係機関等と連携しながら農業後継者や新規就農者の育成や支援に努めます。
	農業を通じた地域の振興	86	就労中の現役世代がリタイア後に生きがいを持ちつつ第2の就労をしていけるように、40、50代対象のインターンシップ事業などはどうだろう。そしてそれを実践できるよう市の特産品や郷土料理を提供する食堂や販売所の設置や斡旋を行政がやってくれたら。	農政課	地元農産物の消費を拡大し地産地消につなげていくため、安全・安心で高品質な農産物づくりを推進します。また、市民の方が農業に親しむ機会を拡大させ、農業に関する理解を深め、農業を通じての地域振興を図っていきます。	平成26年度においても引き続き地産地消推進事業やふるさと農園振興事業を開催し、農業振興に努めます。

印西市総合計画の進行管理(今後のまちづくり)に対する意見書の所管課対応方針

施策分野			総合計画審議会・地域審議会からの今後のまちづくりに対する意見等	所管課	所管課の総体的回答	平成26年度における取り組み
住民自治・協働・行財政	効率的・効果的な行財政運営	183	取り組んだ事業内容や評価（A～F）、使った金額について政策毎に示されていますが、市民目線（民間感覚）で見てもらうには投資効果（評価分析）が必要です。やることが目的のように映ります。①行動の見える化：実施したことによる中間結果・効果や期待効果を定量化して現況や近い将来が見える形に。（もちろん大枠です）②評価報告ですので、各政策の取り組み（説明概要）のところに「××をしました。」という実施したことだけでなく、それによって何が改善され何がよくなってきているのかを中間であれば見通して表現した方が報告を受けている方（市民）はわかりやすいです。	企画政策課	行政評価における評価方法や公表等につきましては、施策の改善や抱える課題の解消等に繋がるものとなるよう、また市民にも理解しやすいものとなるよう、他の事例等も研究し、工夫改善を図っていききたいと考えます。	他団体の事例研究を行い、評価方法並びに公表等の改善に努めてまいります。
		183	施策の進行管理で重要なのは管理結果から見えてくる課題を整理し、施策の見直しや次期の基本計画立案に役立てることである。課題や今後実施すべき項目についてもわかり易く整理し、対策立案に向けてどのような活動をしているか市民に発信して頂きたい。	企画政策課	行政評価における評価方法や公表等につきましては、施策の改善や抱える課題の解消等に繋がるものとなるよう、また市民にも理解しやすいものとなるよう、他の事例等も研究し、工夫改善を図っていききたいと考えます。	他団体の事例研究を行い、評価方法並びに公表等の改善に努めてまいります。
		183	施策の実施評価は大変重要であり、全般的には良く進行されている。しかし施策を実施した回数が目標を上回ったのでA評価、諸般の事情により計画を見直すことになり、当初の計画が実施されなかった場合はD評価というのは評価として疑問が残るところがある。それぞれ適宜わかりやすいコメントを付けるなどして市民に理解しやすくなるよう配慮されたい。進行管理は自己満足にならないようにして頂きたい。	企画政策課	行政評価における評価方法や公表等につきましては、施策の改善や抱える課題の解消等に繋がるものとなるよう、また市民にも理解しやすいものとなるよう、他の事例等も研究し、工夫改善を図っていききたいと考えます。 ※必ずしも成果が表れる事業ばかりではない(例えば道路整備などは完成しないと成果がない)ため、事業の効率性や計画どおりに進捗しているか等を評価する一つの目安として「活動指標」を設けている。	他団体の事例研究を行い、評価方法並びに公表等の改善に努めてまいります。
		183	各カテゴリー毎にこれだけの事を計画通りに進めることは並大抵の努力ではないと思います。ひとつひとつ定期的に第三者目線で評価分析を加えながら是正して進めていくことが成功への近道ではないでしょうか。	企画政策課	行政評価における評価方法や公表等につきましては、施策の改善や抱える課題の解消等に繋がるものとなるよう、また市民にも理解しやすいものとなるよう、他の事例等も研究し、工夫改善を図っていききたいと考えます。 ※なお、第三者による評価については、アンケート結果による市民ニーズを踏まえて施策検証を実施していること、評価(計画の進行管理)に対する意見を伺う機関として審議会を設置していることから、当面の間はこの体制で進めてまいりたいと考えています。 ※第三者から評価を受けたとしても、必ずしも施策や予算に反映できるものではないと考えるため。	他団体の事例研究を行い、評価方法並びに公表等の改善に努めてまいります。



事 務 連 絡
平成 26 年 1 月 22 日

各部・課等の長 様

総務部長

行政組織の改編について（通知）

このことについて、平成 26 年 4 月 1 日から市長部局における内部組織及び支所組織を下記のとおり改編いたしますのでお知らせいたします。

なお、関係各課等におかれましては、改編理由及び内容を十分御理解の上、運営対応に遺漏のないよう配慮されたくお願いいたします。

記

1 組織改編の基本的な考え

簡素で効率的、機能的な組織体制づくりを目指し、行政組織の見直しを進め、新たな行政需要、行政課題に対応するための体制の整備を図るものである。

また、厳しい財政状況や職員の大量退職を踏まえ、組織体制の見直しを行い、定員管理の適正化に努めるものである。

2 組織改編の骨子

- (1) 行政需要・行政課題に対する体制の整備
- (2) 効率的・機能的な組織体制の再編
- (3) その他（室の名称の変更）

3 具体的な組織改編の内容

- (1) 行政需要・行政課題に対する体制の整備

<総務部>

- ① 行政管理課内に「番号制度準備室」を新設

「行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律」による「社会保障・税番号制度」の導入及び利用開始（平成 28 年 1 月）に向けた、準備組織（システム整備、条例の改正、個人情報の名寄せ等や、個人番号の通知・カードの交付等）としての制度構築や各部門（情報、住基管理、各課関連部門）との連携対応等、全体的な総括担当として行政管理課内に「番号制度準備室」を新たに設置するもの

<健康福祉部>

- ① 「障がい福祉課」の新設

社会福祉課では、法改正（障害者総合支援法等の施行）に伴い障害福祉サービスの支援対象範囲が拡充され、業務範囲、業務量ともに増大していること。また、権限移譲による新たな業務の発生や生活保護などの行政需要が増大していることから 1 課における業務範囲、業務量としては膨大であり、1 課体制では、管理・監督が充分行えない状況にある。このため、肥大化した課の組織体制を機能的な体制に整備する必要があることから、社会福祉課から障害福祉部門を切り離し、新たに「障がい福祉課」を設置

するもの

社会福祉課	厚生班	社会福祉課	厚生班
	保護班		保護班
	障害福祉班	障がい福祉課	障がい福祉給付班
			障がい福祉支援班

(2) 効率的・機能的な組織体制の再編

＜総務部＞

① 支所組織の見直し

支所（印旛、本埜支所）を現行の3課4班体制（総務課、市民福祉課、地域づくり課）から1課2班体制（市民サービス課（地域支援班、市民福祉班））に再編し、支所の所属を現行の総務部から市民部に移すもの

また、必要なサービスを的確に提供できるよう状況に応じ、職員の機動的な配置、横断的な対応による協力体制とともに、業務量に応じた適正な組織体制を図るため、支所を1つの課として位置付け、効率的で機能的な組織体制に再編するもの

なお、本庁と支所との連絡調整に関しては、市民部市民課の事務分掌として位置付けるもの

3課4班体制		1課2班体制	
総務課	総務班	市民サービス課	地域支援班
地域づくり課	地域づくり班		
市民福祉課	市民班 福祉班		市民福祉班

(3) その他

① 室の名称の変更

ア 市民部納税課内の「債権管理準備室」の名称を、来年度から本格的な債権回収業務を開始するため、「債権回収対策室」に変更するもの

イ 都市建設部都市計画課内の「千葉ニュータウン事業対策室」の名称を、新住宅市街地開発事業の収束に伴い、「千葉ニュータウン事業収束対応室」に変更するもの

- 4 組織改編に伴う関係例規（規則、要綱及び訓令をいう。以下同じ。）の改正手続
当該組織改編により改正が必要な関係例規については別途通知いたします。

なお、当該組織改編に伴う例規改正については、行政管理課で一括整備改正により行う予定であります。ただし、行政委員会等（行政委員会、委員、議会、公営企業）については、各行政委員会等で改正等をお願いいたします。

- 5 この通知に関する問い合わせ先等
総務部行政管理課